

資料3

H27.9.14 生活困窮者自立支援制度
全国担当者会議

住居確保給付金について

住居確保給付金について

目的

○ 離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図る。

※ 緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）事業として平成21年10月から行われている住宅支援給付事業（平成26年度末までの事業）を制度化。

住居確保給付金の概要

➤ 支給対象者

- 申請日において65歳未満であって、離職等後2年以内の者
- 離職等の前に世帯の生計を主として維持していたこと
- ハローワークに求職の申し込みをしていること
- 国の雇用施策による給付等を受けていないこと

➤ 支給要件

- ①収入要件：申請月の世帯収入合計額が、基準額（市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12）＋家賃額以下であること。家賃額は、住宅扶助特別基準額が上限。
（東京都1級地の場合）単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円
- ②資産要件：申請時の世帯の預貯金合計額が、基準額×6（ただし100万円を超えない額）以下であること。
（東京都1級地の場合）単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円
- ③就職活動要件：ハローワークでの月2回以上の職業相談、自治体での月4回以上の面接支援等

➤ 支給額

賃貸住宅の家賃額（上限額は住宅扶助特別基準額）（東京都1級地の場合 単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円）

➤ 支給期間 原則3か月間（就職活動を誠実にしている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

ポイント

- ①一定程度、就労能力のある（就労経験のある）方に
- ②再就職に向け、原則3ヶ月という期間において集中して支援。

期待される効果

- 有期の代理納付という仕組みの中で生活保護に至らないためのセーフティネットとして、効果を発揮。
- 自立相談支援事業や就労準備支援事業との組み合わせにより更なる効果を目指す。

(参考) 住宅支援給付金 年度別実績

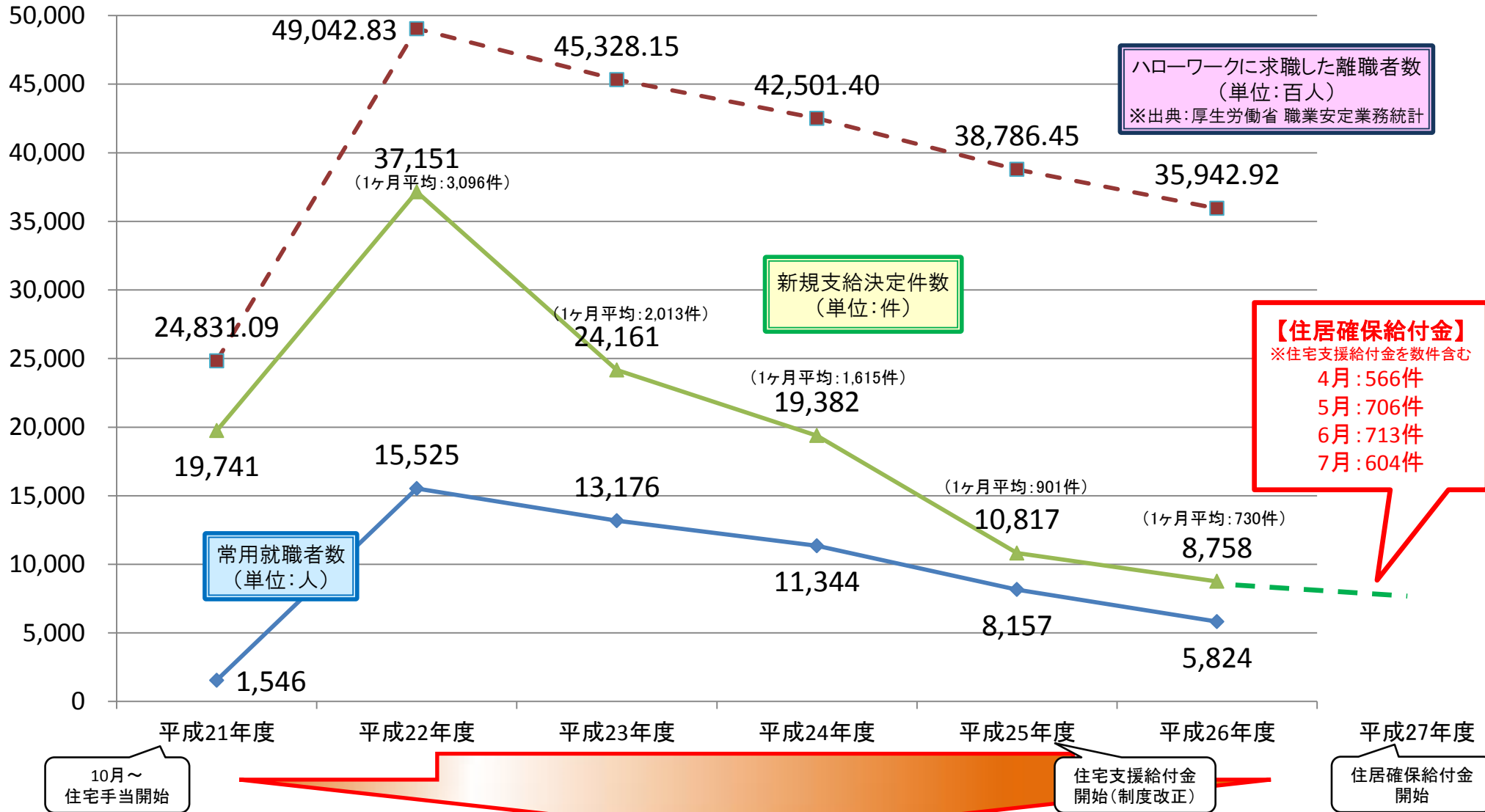
実績年度	新規決定分		延長決定分		再延長決定分		支給決定(合計)		常用 就職率
	支給決定 件数	常用就職者 数	支給決定 件数	常用就職者 数	支給決定 件数	常用就職者 数	支給決定 件数	常用就職者 数	
平成21年度	19,741	1,546	—	—	—	—	19,741	1,546	7.8%
平成22年度	37,151	11,880	18,266	3,645	—	—	55,417	15,525	41.8%
平成23年度	24,161	10,216	10,640	2,960	—	—	34,801	13,176	54.5%
平成24年度	19,382	9,096	7,290	2,248	—	—	26,672	11,344	58.5%
平成25年度	10,817	5,823	6,163	2,084	882	250	17,862	8,157	75.4%
平成26年度	8,758	3,876	3,644	1,451	1,330	497	13,732	5,824	66.5%
計	120,097	42,435	46,003	12,387	2,212	746	168,224	55,568	46.3%

※ 常用就職:雇用契約において、期間の定めがない又は6か月以上の雇用期間が定められているもの。

※ 常用就職率:各年度末時点における就職率(常用就職者数の合計/新規支給決定件数の計)

※ 当該事業は、平成21年度10月から実施開始(平成24年度まで住宅手当緊急特別措置事業。平成26年度まで住宅支援給付事業(平成27年12月までは再延長可能))

住宅支援給付金 年度別の推移



○支給決定件数は減少しているが、「ハローワークに求職した離職者数」の水準は依然として高く、住居確保給付金のニーズはあるのに応えられていないと考えられる。

○今年度より自立相談支援窓口が設置されたことで、本来、利用の増加が想定される。

最大限、効果的に活用するために(1/2)

効果を理解し、積極的に活用する

- ① 住居確保給付金は、離職等により経済的に困窮し住居を失った者だけでなく、賃貸住宅等に居住しながら、住居を失うおそれがある者も支給対象としている。また、「住居を失うおそれ」については、家賃を滞納しているか否かは要件とはされていない。
- ② 生活困窮者の相談支援の中で、生活費の一つである家賃を支給する住居確保給付金の利用を促すことで、相談者は生活面での不安を大幅に解消し、自立に向けた就職活動に注力することができる。
- ③ また、高い水準(60%~70%:前身の住宅支援給付金)で常用就職に結びついており、効果は極めて大きい。
- ④ 積極的かつ効果的に活用することが望ましく、そのため、制度を認識すること及び就労に結びつける支援を併せて行うことが重要。

※住居確保給付金の支給に係る事務の手引き、事務マニュアル、取扱問答についても相談支援員、事務職員問わず関係者は共有することが必要。



制度を知ってもらう

- ① 普段働いている方は福祉事務所や、生活に困ったらどこに相談すればよいかということを知らない場合も多い(日常生活の中で触れる・考える機会がない)ため、支援を届けるためには、まず制度を知ってもらうための周知が必要。
※制度全体や自立相談支援事業のみならず、住居確保給付金に着目したPRが重要
➡ パンフレット、チラシ、ポスター、広報誌、HPの活用
- ② さらに、パンフレット等の配置や送付を工夫することも重要。
➡ ハローワーク、交番、自治体の掲示板、ネットカフェ、公共施設のトイレ等に配置。児童扶養手当等の各種通知と共に送付。

こんな工夫も

- ③ 不動産店や不動産関連団体に相談するなどにより、具体例を示し対象者像をイメージしてもらうことで、支援対象となりそうな方に制度を紹介してもらう。



不動産店

最近Aさんは家賃を滞納している。事情を聞いてみよう。



Aさん

実は先月、会社を解雇されて。



不動産店

●●市の方がこんな場合は住居確保給付金というものがあるとっていたな。Aさんに紹介してみよう。

- ④ また、ケースワーカーの中には住居確保給付金を十分知らない者もいることから、本制度を知ってもらうことで、生活保護の窓口を訪れる就労意欲のある相談者を救うことに繋がる。

最大限、効果的に活用するために(2/2)

就労に結びつける

- ① 支援対象者への就労支援として、ハローワークへの求職申し込みや、自立相談支援員・就労支援員との面接だけでなく、履歴書の書き方、写真の撮り方、面接練習など基本的なことから指導することも就労支援の一つ。

こんな工夫も

- ② 就労支援員が、支援対象者の希望や状態にあわせて、企業側とのギャップを埋めるためのコーディネートを行うことも一つの方法。

➡ 例えば、ハローワークから提供されている求人情報が『週5日・一日8時間・残業有り』であった場合、支援対象者の状態等と照らし合わせ、『週4日・一日6時間・残業無し』という条件に変更可能かハローワークに働きかけることで、より就労に繋がる。

さらには

➡ 家計相談支援事業を活用

- ③ 住居確保給付金利用者は負債を抱えている方が多いことから、再び困窮状態になることへの予防や税等の滞納の解消、効果的な貸付の実施につながる。また、家計相談支援事業を実施することで、増収の目標が明確となり、就職活動の円滑化といった相乗効果が期待される。

